

## 紙折機保守管理業務仕様書

1 物件名 紙折機保守管理業務

2 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 契約内容

(1) 対象となる機器は卓上型紙折機 デュプロ フォルダー DF-999とする。台数は1台とし、その設置場所は、京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65京都朝日ビルディング7階とする。

ただし、令和8年12月に執務室の移転を予定しており、設置場所が変更となる予定。

なお、移転月は変更となる場合がある。

(移転後所在地は以下のとおり)

〒604-0901 京都市中京区土手町通夷川上る末丸町284

(2) 保守契約料金の支払は、次のとおりとする。

ア 保守契約料金は、紙折機の保守及び消耗品（ローラー等を指し、モーター等の保守範囲外の部品を除く。）に要する費用とする。

イ 保守契約料金は、契約期間における業務完了後の一括支払いとする。

ウ 業務完了後、京都市（以下「甲」という。）の指定する方法により、受託者（以下「乙」という。）は、保守契約料金を甲に請求し、甲は、請求があった日から30日以内に支払うものとする。

(3) 乙は、甲が設置機器を常時正常な状態で使用できるよう、社員を機器の設置場所に定期的に派遣して、設置機器の点検及び調整を行わなければならない。また、乙は、必要に応じて、消耗品（保守範囲外の部品を除く。）の供給を行うとともに、甲の職員に、設置機器の適正な操作方法を指導しなければならない。

(4) 設置機器の故障等により、甲が当該機器を正常な状態で使用できないときは、乙は、甲の要請に基づき、速やかに、社員を当該機器の設置場所に派遣して、正常な状態で使用することができるようにしなければならない。ただし、他の設置場所において調整等を行っている場合はこの限りでない。

(5) 機器の管理等は、次のとおりとする。

ア 甲は、設置機器及び消耗品を、善良な管理者の注意をもって使用し、管理する。

イ 甲が故意又は重過失により設置機器又は消耗品に損傷を与えた場合に必要となった保守、部品交換等にかかる費用については、甲が負担するものとする。

(6) この仕様書に定めがない事項及び疑義の生じた事項については、京都市契約事務規則又は双方の協議によることとし、協議が整わないときは、甲の認定するところによる。

(7) 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の税率が変動した場合は、消費税等相当額を加減したものを契約金額とする。